



保総発第 0330001 号

平成19年3月30日

都道府県
各 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長



平成19年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及び率等について（通知）

平成19年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及び率を定める政令（平成19年政令第108号）及び老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第37号）が今般公布されるとともに、平成19年度における老人保健法（昭和57年法律第80号）による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額並びに老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和62年厚生省令第6号）その他関係省令の規定に基づく平成19年度における全保険者平均老人加入率見込値等が、平成19年厚生労働省告示第89号及び第90号により公示され、平成19年度における保険者の拠出金の額の算定について、必要な規定の整備が行われたところである。その主要内容は次のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内市町村（老人医療主管課及び国民健康保険主管課）（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に対する周知を図り、その円滑な実施に配慮されたい。

記

第1 平成19年度における各保険者の拠出金の額

平成19年度における各保険者の拠出金の額の算定方法は、次のとおりであること。

1 平成19年度における医療費拠出金の額

平成19年度における医療費拠出金の額の算定方法は、次のとおりであること。

$$\begin{aligned} \text{平成19年度医療費拠出金額} &= \text{平成19年度概算医療費拠出金額} \\ &\quad + (\text{平成17年度確定医療費拠出金額} \\ &\quad \quad - \text{平成17年度概算医療費拠出金額}) \\ &\quad + \text{調整金額} \end{aligned}$$

平成19年度における概算医療費拠出金額、平成17年度における確定医療費拠出金額の算定方法は、次のとおりであること。

(1) 平成19年度における概算医療費拠出金の額

平成19年度における概算医療費拠出金の額の算定方法は、別紙1のとおりであること。

(2) 平成17年度における確定医療費拠出金の額

平成17年度における確定医療費拠出金の額の算定方法は、次のとおりであること。

$$\left[\begin{aligned} \text{平成17年度確定医療費拠出金額} &= \text{前期確定医療費拠出金額(3~9月分)} \\ &\quad + \text{後期確定医療費拠出金額(10~2月分)} \end{aligned} \right.$$

前期確定医療費拠出金及び後期確定医療費拠出金の額の算定方法については、別紙2のとおりであること。

2 平成19年度における事務費拠出金の額

平成19年度における事務費拠出金の額の算定方法は、次のとおりであること。

$$\text{事務費拠出金額} = \underbrace{\text{基金事務費分}}_{(1)} + \underbrace{\text{審査支払事務費分}}_{(2)}$$

$$\left[\begin{aligned} (1) \text{基金事務費分} &= \text{平成19年度一人当たり業務運営費} \times \text{加入者見込数} \end{aligned} \right.$$

$$\left[\begin{aligned} (2) \text{審査支払事務費} &= \text{平成19年度1件当たり審査支払事務費} \times \text{審査支払見込件数} \end{aligned} \right.$$

第2 平成19年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及び率を定める政令（別添1）

1 老人加入率の下限割合

老人保健法による平成19年度における医療費拠出金の額の算定に係る老人加入率の下限となる割合を100分の1.18とすることとした。（第1条）

2 調整対象外医療費見込額に係る率

老人保健法による平成19年度における医療費拠出金の額の算定に係る老人医療費見込額のうち老人加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を100分の139とすることとした。（第2条）

3 負担調整基準率

老人保健法による平成19年度における医療費拠出金の額の算定に係る負担調整に関し、医療費拠出金の実質的負担額が法定給付費や医療費拠出金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、100分の25とすることとした。（第3条）

第3 平成19年度における拠出金の算定に用いられる見込数等（老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（別添1））

平成19年度の老人医療費拠出金の算定に当たっては、平成17年度の確定医療費拠出金に係る経過措置を規定する必要があり、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令において定める算定式の公費負担割合（50/100）を前期42/100、後期46/100とそれぞれ読み替えることとした。

第4 平成19年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（別添2）

平成19年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を別添2のとおり公示した。

第5 老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づく平成19年度における全保険者平均老人加入率見込値等を公示する件（別添2）

老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づき、平成19年度における全保険者平均老人加入率見込値等を別添2のとおり公示した。

＜平成19年度概算医療費拠出金の算定方法（老人保健法第55条）＞

※以下、法第55条と略す。

《Ⅰ 概算負担調整基準超過保険者》（法第55条第1項第1号）

概算負担調整基準超過保険者：概算加入者調整率^⑥が1を超える保険者のうち 法第55条第1項第1号イ

負担調整前概算医療費拠出金相当額^①－公費負担相当分控除後の老人医療費見込額^②

＞（負担調整前概算医療費拠出金相当額^①＋保険者の給付に要する費用の見込額^③）×負担調整基準率^④となるもの

法第55条第3項
法第55条第1項第1号ロ(2)
法第55条第6項

概算医療費拠出金 = 負担調整前概算医療費拠出金相当額^① - 負担調整対象見込額^② + 負担調整見込額^③

①負担調整前概算医療費拠出金相当額 = { (老人医療費見込額^② - 調整対象外医療費見込額^⑤) × 概算加入者調整率^⑥ }
法第55条第3項

+ 調整対象外医療費見込額^⑤ (1号ロ) × (1 - 特定費用概算率^⑦) × 6/12

+ 調整後老人医療費見込額 (= 1号イ + 1号ロ) × 特定費用概算率^⑦

法第55条第2号

④老人医療費見込額 = 各保険者の老人医療費見込額

法第55条第1項第1号イ

⑤調整対象外医療費見込額 = 概算基準超過保険者^⑧の老人医療費見込額のうち、当該保険者の1人当たり老人医療費見込額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費見込額×政令で定める率」を超える部分として算定される額
法第55条第3項第1号イ

全保険者平均老人加入率見込値
を基礎として各保険者ごとに算定される率

⑥概算加入者調整率 = 各保険者の老人加入率見込値 (下限あり=政令で定める率)
法第55条第2項

⑦特定費用概算率 = 各保険者の特定費用見込額 (厚生労働省令で定めるところにより算定)
法第55条第5項

各保険者の老人医療費見込額

⑧概算基準超過保険者 = 1人当たり老人医療費見込額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費見込額×政令で定める率」を超える保険者
法第55条第3項第1号イ

②負担調整対象見込額 = 負担調整前概算医療費拠出金相当額^① - (公費負担相当分控除後の老人医療費見込額^② + 負担調整基準見込額^③)
法第55条第1項第1号 法第55条第1項第1号イ

⑨公費負担相当分控除後の老人医療費見込額 = 各保険者の老人医療費見込額^④ × (1 - 特定費用概算率^⑤) × 6/12
 + 各保険者の老人医療費見込額^⑥ × 特定費用概算率^⑦
法第55条第1項第1号イ

⑩負担調整基準見込額 = (負担調整前概算医療費拠出金相当額^⑧ + 保険者の給付に要する費用の見込額^⑨) × 負担調整基準率^⑩
法第55条第1項第1号ロ

⑪保険者の給付に要する費用の見込額 = 医療保険各法の規定による医療に関する給付のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用の平成19年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額 (= 若人給付費見込額 + 退職・日雇拠出金見込額)
法第55条第1項第1号ロ(2)

⑫負担調整基準率 = 1人当たり老人医療費の動向等を勘案して25/100以上において政令で定める率
法第55条第6項

⑬負担調整見込額 = (負担調整前概算医療費拠出金相当額^⑪ - 負担調整対象見込額^⑩) × 概算負担調整加算率^⑬
法第55条第4項

⑭概算負担調整加算率 =
$$\frac{\text{負担調整対象見込額}^{\text{⑩の総額}}}{\text{負担調整前概算医療費拠出金相当額}^{\text{⑪の総額}} - \text{負担調整対象見込額}^{\text{⑩の総額}}}$$

法第55条第4項 を基礎として厚生労働大臣が定める率

《Ⅱ 概算負担調整基準超過保険者以外の保険者》 (法第55条第1項第2号)

概算医療費拠出金 = 負担調整前概算医療費拠出金相当額^① + 負担調整見込額^③

①負担調整前概算医療費拠出金相当額 → I 概算負担調整基準超過保険者と同じ
法第55条第3項

③負担調整見込額 = 負担調整前概算医療費拠出金相当額^① × 概算負担調整加算率^③
法第55条第4項

③概算負担調整加算率 → I 概算負担調整基準超過保険者と同じ
法第55条第4項

＜平成17年度確定医療費拠出金の算定方法（17年度に係る改正法附則第19条の規定により読み替えて適用される附則第17条）＞
※以下、改正法附則第17条と略す。

◎ 前期分

《Ⅰ 前期確定負担調整基準超過保険者》（改正法附則第17条第1項第1号イ）

前期確定負担調整基準超過保険者：前期確定加入者調整率^⑧が1を超える保険者のうち

改正法附則第17条第1項第1号イ（1）

前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^①－公費負担相当分控除後の前期老人医療費額^③

＞（前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^①）×前期の保険者の給付に要する費用の額^⑨ × 前期負担調整基準率^⑩となるもの

改正法附則第17条第1項第1号イ(2)(i)

改正法附則第17条第1項第1号イ(2)(ii)

改正法附則第16条第6項

前期確定医療費拠出金 = 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① - 前期負担調整対象額^② + 前期負担調整額^③

①前期負担調整前確定医療費拠出金相当額 改正法附則第17条第3項 1号イ

= (前期老人医療費額^④ - 前期調整対象外医療費額^⑤) × 前期確定加入者調整率^⑧ + 前期調整対象外医療費額^⑥ (1号ロ) } × 7/10

各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 (公費30%)

× (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額

+ 前期調整後老人医療費額 (= 1号イ + 1号ロ)

(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 - 各保険者の前期特定費用額) (公費34%) × 66/100

× (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額

+ 前期調整後老人医療費額 (= 1号イ + 1号ロ)

(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 - 各保険者の前期特定費用額) (公費38%)

× (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額 × 62/100

+ 前期調整後老人医療費額 (= 1号イ + 1号ロ)

× (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × (各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 - 各保険者の前期特定費用額) (公費42%)

(1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額 × 58/100

+ 前期調整後老人医療費額 × 前期特定費用確定率^⑦

改正法附則第17条第3項第2号

※請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合という従来の扱いに則る。

④前期老人医療費額 = 各保険者の平成17年10月1日前の老人医療費額

改正法附則第17条第1項第1号イ(1)

⑤前期調整対象外医療費額 = 前期基準超過保険者^④の前期老人医療費額のうち、当該保険者の前期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える部分として算定される額
改正法附則第17条第3項第1号イ

⑥前期確定加入者調整率 = $\frac{\text{前期全保険者平均老人加入率}}{\text{各保険者の前期老人加入率 (下限あり=政令で定める率)}}$
を基礎として各保険者ごとに算定される率

各保険者の前期特定費用額

⑦前期特定費用確定率 = $\frac{\text{各保険者の前期老人医療費額}}{\text{各保険者の前期特定費用額}}$
改正法附則第17条第5項

⑧確定前期基準超過保険者 = 前期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える保険者
改正法附則第17条第3項第1号イ

⑨前期負担調整対象額 = 前期負担調整前確定医療費拠出金当額^① - (公費負担相当分控除後の前期老人医療費額^② + 前期負担調整基準額^③)
改正法附則第17条第1項第1号イ
改正法附則第17条第1項第1号イ(2)

⑨公費負担相当分控除後の前期老人医療費額 改正法附則第17条第1項第1号イ(1)

= 各保険者の前期老人医療費額^④ × (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × $\frac{\text{各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 (公費30\%)}}{\text{(1 - 前期特定費用確定率)} \times \text{各保険者の前期老人医療費額}} \times 7/10$

(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額=各保険者の前期特定費用額) (公費34%)

+ 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額 × 66/100

(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額=各保険者の前期特定費用額) (公費38%)

+ 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額 × 62/100

(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額=各保険者の前期特定費用額) (公費42%)

+ 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率^⑦) × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額 × 58/100

+ 各保険者の前期老人医療費額 × 前期特定費用確定率^⑦

※請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合という従来の扱いに則る。

⑩前期負担調整基準額 = (前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^⑨ + 前期に行われる保険者の給付に要する費用の見込額^⑪)
改正法附則第17条第1項第1号イ(2)
 × 前期負担調整基準率^⑫

⑪ 前期に行われる保険者の給付に要する費用の見込額 = 医療保険各法の規定による医療に関する給付のうち厚生労働省令で定めるものに該当するもの(要する費用の平成17年度における額のうち平成17年10月1日前に行われたものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額(=前期の若人給付費額 + 前期の退職・日雇拠出金額))

⑫ 前期負担調整基準率 = 1人当たり老人医療費の動向等を勘案して25/100以上において政令で定める率
改正法附則第16条第6項

⑬前期負担調整額 = (前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^⑭ - 前期負担調整対象額^⑮) × 前期確定負担調整加算率^⑯
改正法附則第17条第4項

⑭前期確定負担調整加算率 = $\frac{\text{前期負担調整対象額}^{\text{⑰}} \text{の総額}}{\text{前期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^{\text{⑱}} \text{の総額} - \text{前期負担調整対象額}^{\text{⑲}} \text{の総額}}$
改正法附則第17条第4項
 を基礎として厚生労働大臣が定める率

《Ⅱ 前期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者》(改正法附則第17条第1項第1号ロ)

前期確定医療費拠出金 = 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① + 前期負担調整見込額^②

①前期負担調整前確定医療費拠出金相当額 → I 前期確定負担調整基準超過保険者と同じ
改正法附則第17条第3項

②前期負担調整額 = 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① × 前期確定負担調整加算率^③
改正法附則第17条第4項

③前期確定負担調整加算率 → I 前期確定負担調整基準超過保険者と同じ
改正法附則第17条第4項

◎ 後期分

《 I 後期確定負担調整基準超過保険者》 (改正法附則第17条第1項第2号イ)

後期確定負担調整基準超過保険者：後期確定加入者調整率^⑥が1を超える保険者のうち
改正法附則第17条第1項第2号イ(1)

後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① - 公費負担相当分控除後の後期老人医療費額^② × 後期負担調整基準率^⑦ となるもの
> (後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① + 後期の保険者の給付に要する費用の額^⑧) × 後期負担調整基準率^⑦

改正法附則第17条第1項第2号イ(2)(i) 改正法附則第17条第2項第1号イ(2)(ii) 改正法附則第16条第11項

後期確定医療費拠出金 = 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① - 後期負担調整対象額^② + 後期負担調整額^③

$$\begin{aligned}
 & \text{①後期負担調整前確定医療費拠出金相当額} \quad \text{改正法附則第17条第7項1号イ} \\
 & = (\text{後期老人医療費額}^{\text{④}} - \text{後期調整対象外医療費額}^{\text{⑤}}) \times \text{後期確定加入者調整率}^{\text{⑥}} + \text{後期調整対象外医療費額}^{\text{⑤}} (1号ロ) \\
 & \quad \times (1 - \text{後期特定費用確定率}^{\text{⑨}}) \times \frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} (公費30\%)}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 7/10 \\
 & + \text{後期調整後老人医療費額} (= 1号イ + 1号ロ) \\
 & \quad \times (1 - \text{後期特定費用確定率}^{\text{⑨}}) \times \frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額} (公費34\%)}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 66/100 \\
 & + \text{後期調整後老人医療費額} (= 1号イ + 1号ロ) \\
 & \quad \times (1 - \text{後期特定費用確定率}^{\text{⑨}}) \times \frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額} (公費38\%)}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 62/100 \\
 & + \text{後期調整後老人医療費額} (= 1号イ + 1号ロ) \\
 & \quad \times (1 - \text{後期特定費用確定率}^{\text{⑨}}) \times \frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額} (公費42\%)}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 58/100 \\
 & + \text{後期調整後老人医療費額} (= 1号イ + 1号ロ) \\
 & \quad \times (1 - \text{後期特定費用確定率}^{\text{⑨}}) \times \frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額} (公費46\%)}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 54/100
 \end{aligned}$$

+ (後期調整後老人医療費額 × 後期特定費用確定率^⑨)

改正法附則第17条第7項第2号

※請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合という従来の扱いに則る。

④後期老人医療費額 = 各保険者の平成17年10月1日以後の老人医療費額
改正法附則第17条第1項第2号イ(1)

⑤後期調整対象外医療費額 = 後期基準超過保険者^⑥の後期老人医療費額のうち、当該保険者の後期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える部分として算定される額
改正法附則第17条第7項第1号イ

⑥後期確定加入者調整率 = $\frac{\text{後期全保険者平均老人加入率}}{\text{各保険者の後期老人加入率 (下限あり) = 政令で定める率}}$
改正法附則第17条第6項

⑦後期特定費用確定率 = $\frac{\text{各保険者の後期特定費用額}}{\text{各保険者の後期老人医療費額}}$
改正法附則第17条第9項

⑧確定後期基準超過保険者 = 後期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える保険者を基礎として各保険者ごとに算定される率
改正法附則第17条第7項第1号イ

⑨後期負担調整対象額 = 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^⑩ - (公費負担相当控除後の後期老人医療費額^⑪ + 後期負担調整基準額^⑫)
改正法附則第17条第2号イ

⑩公費負担相当控除後の後期老人医療費額 改正法附則第17条第1項第2号イ(1)

- = 各保険者の後期老人医療費額^⑬ × (1 - 後期特定費用確定率^⑭) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額 (公費 30\%)}}{\text{(1 - 後期特定費用確定率)} \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 7/10$
- + 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑭) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額 (公費 3.4\%)}}{\text{(1 - 後期特定費用確定率)} \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 66/100$
- + 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑭) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額 (公費 38\%)}}{\text{(1 - 後期特定費用確定率)} \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 62/100$
- + 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑭) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額 (公費 42\%)}}{\text{(1 - 後期特定費用確定率)} \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 58/100$
- + 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑭) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額 (公費 46\%)}}{\text{(1 - 後期特定費用確定率)} \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 54/100$

+ 各保険者の後期老人医療費額 × 後期特定費用確定率^⑮

※請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合という従来の扱いに則る。

⑩後期負担調整基準率 = (後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^⑩ + 後期に行われる保険者の給付に要する費用の見込額^⑩)
 改正法附則第17条第1項第2号イ(2) × 後期負担調整基準率^⑩

⑪ 後期に行われる保険者の給付に要する費用の見込額 =
 改正法附則第17条第1項第2号イ(2)(ii)

医療保険各法の規定による医療に関する給付のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用の平成17年度における額のうち平成17年10月1日以後に行われたものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額 (=後期の若人給付費額 + 後期の退職・日雇拠出金額)

⑫ 後期負担調整基準率 = 1人当たり老人医療費の動向等を勘案して25/100以上において政令で定める率
 改正法附則第16条第11項

⑬後期負担調整額 = (後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^⑩ - 後期負担調整対象額^⑩) × 後期確定負担調整加算率^⑩
 改正法附則第17条第8項

⑭後期確定負担調整加算率 = $\frac{\text{後期負担調整対象額}^{\text{⑩}} \text{の総額}}{\text{後期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^{\text{⑩}} \text{の総額} - \text{後期負担調整対象額}^{\text{⑩}} \text{の総額}}$
 改正法附則第17条第8項

を基礎として厚生労働大臣が定める率

《Ⅱ 後期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者》 (改正法附則第17条第1項第2号ロ)
 後期確定医療費拠出金 = 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^⑩ + 後期負担調整見込額^⑩

①後期負担調整前確定医療費拠出金相当額 → I 後期確定負担調整基準超過保険者と同じ
 改正法附則第17条第7項

②後期負担調整額 = 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^⑩ × 後期確定負担調整加算率^⑩
 改正法附則第17条第8項

③後期確定負担調整加算率 → I 後期確定負担調整基準超過保険者と同じ
 改正法附則第17条第8項

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 地方税法の一部を改正する法律(四)
- 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律(五)
- 所得税法等の一部を改正する法律(六)

〔政 令〕

- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(七七)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(七八)
- 地方税法施行令の一部を改正する政令(七九)
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(八〇)
- 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(八一)
- 所得税法施行令の一部を改正する政令(八二)

- 法人税法施行令の一部を改正する政令(八三)
- 相続税法施行令の一部を改正する政令(八四)
- 地価税法施行令の一部を改正する政令(八五)
- 登録免許税法施行令の一部を改正する政令(八六)
- 消費税法施行令の一部を改正する政令(八七)
- 印紙税法施行令の一部を改正する政令(八八)
- 国税通則法施行令の一部を改正する政令(八九)
- 国税徴収法施行令の一部を改正する政令(九〇)
- 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令(九一)
- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(九二)
- 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(九三)
- 沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令(九四)
- 沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令(九五)
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令(九六)

- 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(九七)
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(九八)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(九九)
- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(一〇〇)
- 地方分権改革推進法の施行期日を定める政令(一〇一)
- 地方分権改革推進委員会令(一〇二)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(一〇三)
- 東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(一〇四)
- 東ティモール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令(一〇五)
- ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令(一〇六)
- 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令(一〇七)

- 公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令(同三〇)
- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(同三一)

三三

- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
(内閣府・総務・文部科学一)
- 情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・経済産業一)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務二)
- 沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令の一部を改正する命令(同三)

三三

- 地方税法施行規則の一部を改正する省令(総務四三)
- 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同四四)
- 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務一)

三三

- 内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令(内閣府二八)
- 金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同二九)

三三

(以下次のページへ続く)

三三

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。

(前のページより続き)
○刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令
(法務一六)

○法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令(同一七)

○警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令(同一八)

○船舶登記規則等の一部を改正する省令(同一九)

○法務省組織規則の一部を改正する省令(同一〇)

○地方更生保護委員会事務局組織規則(同一一)

○保護観察所組織規則(同一二)

○保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令(同一三)

○地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令(同一四)

○公安調査庁組織規則の一部を改正する省令(同一五)

○刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一六)

○国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令(財務一一)

○所得税法施行規則の一部を改正する省令(同一二)

○法人税法施行規則の一部を改正する省令(同一三)

○相続税法施行規則の一部を改正する省令(同一四)

○地価税法施行規則の一部を改正する省令(同一五)
○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(同一六)
○国税通則法施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○国税徴収法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一〇)

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(同一一)

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令(同一三)

○老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(厚生労働三七)

○漁業登録令施行規則の一部を改正する省令(農林水産二〇)

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二三)

○回路配置利用権等の登録に関する省令の一部を改正する省令(同一四)

○電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一五)

○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規則等の一部を改正する省令(防衛四)

[規 則]

○人事院規則二一三(人事院事務局等の組織)の一部を改正する人事院規則(人事院二一三—二八)

○人事院規則二一四(人事院の職員)の一部を改正する人事院規則(同一—四—二)

○人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則(同一—二—五)

○人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則(同一—六—一)

○人事院規則九一八(初任給、昇格昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(同一—八—六)

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則(同一—七—一)

○人事院規則九一四(通勤手当)の一部を改正する人事院規則(同一—四—二)

○人事院規則九一三(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則(同一—三—一)

○人事院規則九一〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する人事院規則(同一—〇—七)

○人事院規則九一五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(同一—五—八)

○人事院規則二〇一二(職員の留学費用の償還)の一部を改正する人事院規則(同一—〇—二—一)

○人事院規則二一八(職員の定年)の一部を改正する人事院規則(同一—一—八—二)

○人事院規則一六三(災害を受けた職員の福祉事業)の一部を改正する人事院規則(同一—六—三—八)

○人事院規則一六四(補償及び福祉事業の実施)の一部を改正する人事院規則(同一—六—四—二五)

○人事院規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)の一部を改正する人事院規則(同一—〇—三)

○人事院規則二二一(倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分等の基準)の一部を改正する人事院規則(同一—一—二)

[訓 令]

○検察庁事務章程の一部を改正する訓令(法務一)

○主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令(同一)

[告 示]

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(内閣府三)

- 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
- 二十一 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)
- 二十二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)
- 二十三 海外商品市場における先物取引の委託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)
- 二十四 黄金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)
- 二十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)
- 二十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)
- 二十七 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)
- 二十八 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)
- 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)
- 三十 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)
- 三十一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)
- 三十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)
- 三十三 保険業法(平成七年法律第五十五号)
- 三十四 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)
- 三十五 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)
- 三十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)
- 三十七 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)
- 三十八 信託業法(平成十六年法律第五十四号)
- (消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律)
- 第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)
- 二 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十二年法律第一百号)
- 三 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)

附則
この政令は、消費者契約法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十六号)の施行の日(平成十九年六月七日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
事務次長 尾身 幸次
財務大臣 松岡 利勝
農林水産大臣 甘利 明
経済産業大臣 冬柴 鐵三
国土交通大臣 織田 秀三

平成十九年三月三十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八号
平成十九年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及び比率を定める政令

第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十五条第二項、第三項第一号イ及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

(老人加入率の下限割合)

第一条 平成十九年度における老人保健法第五十五条第二項の政令で定める割合は、百分の一・一とする。

(調整対象外医療費見込額に係る率)

第二条 平成十九年度における老人保健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率は、百分の百三十九とする。

(負担調整基準率)

第三条 平成十九年度における老人保健法第五十五条第六項の政令で定める率は、百分の二十五とする。

附則
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

府 令

内閣府令第二十八号
国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十九年三月三十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令
内閣府令第二十九号
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

沖橋振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二十号)第二十八条第一項及び第三項の規定に基づき、金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十九年三月三十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十九年三月三十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令
公正取引委員会事務総局組織規則(昭和五十三年總理府令第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の二」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(企画官)」を付し、第一章第一節中同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 企画官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

附則
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

内閣府令第三十号
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十九年三月三十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十八条第二項に次の一号を加える。

七 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年厚生労働省令第三十八号)に定める事業費用明細表

第二百二十二条第一号中「一般旅客自動車運送事業会計規則」を削る。

第二百二十二条に次の一号を加える。

十二 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ 有価証券明細表
ロ 有形固定資産等明細表
ハ 社会医療法人債明細表
ニ 借入金等明細表
ホ 引当金明細表

○厚生労働省令第三十七号
 平成十七年度に係る健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）附則第十九条の規定により読み替えて適用される同法附則第十七条第二項、第三項第一号イ、第六項及び第七項第一号イ並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条の規定に基づき、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条の次に次の十二条を加える。
 （平成十七年度の確定医療費拠出金の額の算定に関する経過措置）
 第四十二条の二 平成十七年度の各保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一項第一号イ(1)に規定する前期老人医療費額（以下「平成十七年度前期老人医療費額」という。）のうち、平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用、平成十四年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用及び介護保険法施行法第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用がある場合には、平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一号イ(1)に掲げる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額
 イ 当該保険者に係る平成十七年度前期老人医療費額に、一から平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第五項に規定する前期特定費用確定率（以下「平成十七年度前期特定費用確定率」という。）を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の七に相当する額
 (1) 平成十七年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用の額
 (2) 平成十七年度前期老人医療費額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該保険者に係る平成十七年度前期老人医療費額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
 (1) 平成十七年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から市町村が平成十七年四月一日から平成十七年九月三十日までの間において支弁した当該保険者に係る新法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた医療等に要する費用の額を控除して得た額
 (2) 平成十七年度前期老人医療費額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る平成十七年度前期老人医療費額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
 (1) 平成十七年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から市町村が平成十七年四月一日から平成十七年九月三十日までの間において支弁した当該保険者に係る新法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われた医療等に要する費用の額を控除して得た額

ニ 当該保険者に係る平成十七年度前期老人医療費額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十八に相当する額
 (1) 平成十七年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十六年十月一日以後に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第五項に規定する前期特定費用額を控除して得た額
 (2) 平成十七年度前期老人医療費額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る平成十七年度前期老人医療費額に平成十七年度前期特定費用確定率を乗じて得た額
 第四十二条の三 平成十七年度の各保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一項第二号イ(1)に規定する後期老人医療費額（以下「平成十七年度後期老人医療費額」という。）のうち、平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用、平成十四年十月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用及び介護保険法施行法第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用がある場合には、平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一号イ(1)に掲げる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額
 イ 当該保険者に係る平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第九項に規定する後期特定費用確定率（以下「平成十七年度後期特定費用確定率」という。）を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の七に相当する額
 (1) 平成十七年度後期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用の額
 (2) 平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該保険者に係る平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
 (1) 平成十七年度後期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から市町村が平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの間において支弁した当該保険者に係る新法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた医療等に要する費用の額を控除して得た額
 (2) 平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
 (1) 平成十七年度後期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から市町村が平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの間において支弁した当該保険者に係る新法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われた医療等に要する費用の額を控除して得た額
 (2) 平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ニ 当該保険者に係る平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用確定率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十八に相当する額
 (1) 平成十七年度後期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十六年十月一日以後に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第五項に規定する前期特定費用額を控除して得た額
 (2) 平成十七年度後期老人医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

二 すべての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 各保険者に係る平成十七年度前期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度前期粗確定加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、附則第四十二条の二第一号イ(1)に掲げる額を同号イ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

(2) 各保険者に係る平成十七年度前期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度前期粗確定加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、附則第四十二条の二第一号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

(3) 各保険者に係る平成十七年度前期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度前期粗確定加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、附則第四十二条の二第一号ハ(1)に掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

(4) 各保険者に係る平成十七年度前期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度前期粗確定加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、附則第四十二条の二第一号ニ(1)に掲げる額を同号ニ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十八に相当する額

ロ 各保険者に係る平成十七年度前期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度前期粗確定加入者調整率を乗じて得た額に平成十七年度前期特定費用確定率を乗じて得た額

第四十二条の七 平成十七年度前期全保険者平均老人加入率は、すべての保険者に係る平成十七年度四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数の総数をすべての保険者に係る当該期間における加入者の総数で除して得た率とする

2 平成十七年度前期保険者別老人加入率は、当該保険者に係る平成十七年度四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数を当該保険者に係る当該期間における加入者の数で除して得た率(その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする)とする

第四十二条の八 平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第三項に規定する前期負担調整前確定医療費拠出金相当額(以下「平成十七年度後期負担調整前確定医療費拠出金相当額」という)の算定については、次の表の上欄に掲げる平成十五年改正後の老健算定省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

第十三条 見出し	一人当たり老人医療費額	平成十七年度前期一人当たり老人医療費額
第十三条	法第五十六条第三項第一号イ	平成十七年度に係る健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二号)以下「平成十四年改正法」という)附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第三項第一号イ
七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額	七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額	平成十七年度の当該保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一項第一号イ(1)に規定する前期老人医療費額(以下「平成十七年度前期老人医療費額」という)
当該保険者に係る老人医療費額		

当該年度の前々年度における当該

七十五歳以上の加入者等の数

平成十七年四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等(平成十四年改正法附則第九条の規定により七十五歳以上の者とみなされる者であつて加入者である者を含む。以下同じ)の数の数

一人平均老人医療費額

平成十七年度前期一人平均老人医療費額

法第五十六条第三項第一号イ

平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第三項第一号イ

以下単に

老人医療費額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての

七十五歳以上の加入者等の数

平成十七年四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数

年度ごとからかじめ厚生労働大臣

厚生労働大臣

調整対象外医療費額

平成十七年度前期調整対象外医療費額

法第五十六条第三項第一号イに規定する調整対象外医療費額

平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第三項第一号イに規定する前期調整対象外医療費額

以下単に

老人医療費額から
一人平均老人医療費額
当該年度の前々年度に係る
平成十七年度前期一人平均老人医療費額
当該年度の前々年度における当該
七十五歳以上の加入者等の数
当該
平成十七年四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数
平成十七年度前期一人当たり老人医療費額
平成十七年度に係る
当該
平成十七年四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数
平成十七年度前期一人平均老人医療費額
平成十七年度に係る

第四十二条の九 平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第六項に規定する後期粗確定加入者調整率(以下「平成十七年度後期粗確定加入者調整率」という)は、次項に規定する平成十七年度後期粗確定加入者調整率に第三項に規定する平成十七年度後期粗確定補正係数を乗じて得た率とする

2 平成十七年度後期粗確定加入者調整率は、次条第一項に規定する平成十七年度後期全保険者平均老人加入率を同条第二項に規定する平成十七年度後期保険者別老人加入率で除して得た率とする

3

平成十七年度後期補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率とする。

一 すべての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 次に掲げる額の合計額

- (1) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額（当該各保険者に係る平成十七年度後期老人医療費額から平成十七年度の当該各保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第七項第一号イに規定する後期調整対象外医療費額（以下「平成十七年度後期調整対象外医療費額」という。）を控除して得た額をいう。以下同じ。）に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の二に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額
- (2) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- (3) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ハ(1)に掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
- (4) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ニ(1)に掲げる額を同号ニ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十八に相当する額
- (5) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ホ(1)に掲げる額を同号ホ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十四に相当する額

ロ 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た額

二 すべての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 次に掲げる額の合計額

- (1) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度後期補正加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号イ(1)に掲げる額を同号イ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額
- (2) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度後期補正加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- (3) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度後期補正加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ハ(1)に掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
- (4) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度後期補正加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ニ(1)に掲げる額を同号ニ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十八に相当する額
- (5) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度後期補正加入者調整率を乗じて得た額に、一から平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た率を乗じて得た額に、附則第四十二條の三第一号ホ(1)に掲げる額を同号ホ(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十四に相当する額

ロ 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医療費額に当該各保険者に係る平成十七年度後期補正加入者調整率を乗じて得た額に平成十七年度後期特定費用控除率を乗じて得た額

第四十二條の十 平成十七年度後期全保険者平均老人加入率は、すべての保険者に係る平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの期間における加入者の総数で除して得た率とする。

2 平成十七年度後期保険者別老人加入率は、当該保険者に係る平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの期間における七十五歳以上の加入者の数を当該期間における加入者の数で除して得た率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）とする。

第四十二條の十一 平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第七項第一号イに規定する後期調整対象外医療費額（以下「平成十七年度後期調整対象外医療費額」という。）の算定については、次の表の上欄に掲げる平成十五年改正後の老健算定省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

第十三条 見出し	一人当たり老人医療費額	平成十七年度後期一人当たり老人医療費額
第十三条 法第五十六条第三項第一号イ	七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額	七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額
第十三条 見出し	当該保険者に係る老人医療費額	当該保険者に係る老人医療費額
第十三条 見出し	当該年度の前々年度における当該七十五歳以上の加入者等の数	当該年度の前々年度における当該七十五歳以上の加入者等の数
第十四条 （見出しを含む）	一人平均老人医療費額 法第五十六条第三項第一号イ	一人平均老人医療費額 平成十七年度後期一人平均老人医療費額
第十四条 見出し	以下単に 老人医療費額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての 七十五歳以上の加入者等の数	以下 平成十七年度後期老人医療費額の総額をすべての 平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数
第十四条 見出し	年度ごとのあらかじめ厚生労働大臣	厚生労働大臣

第十五条 (見出しを含む) 調整対象外医療費額 法第五十六条第三項第一号イに規定する調整対象外医療費額	平成十七年度後期調整対象外医療費額 平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第七項第一号イに規定する後期調整対象外医療費額
以下単に	以下
老人医療費額から	平成十七年度後期老人医療費額から
一人平均老人医療費額	平成十七年度後期一人平均老人医療費額
当該年度の前々年度に係る	平成十七年度に係る
当該年度の前々年度における当該	当該
七十五歳以上の加入者等の数	平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数
当該年度の前々年度において	平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの期間において

(端数計算)
第四十二条の十二 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一号イ及び同号イ(2)に掲げる額	一円未満の端数を切り捨てる
平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一号イ(1)及び同号イ(2)に掲げる額	一円未満の端数を四捨五入する
附則第四十二条の八の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十三条に規定する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額	一円未満の端数を四捨五入する
附則第四十二条の八の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十五条第一項に規定する平成十七年度前期調整対象外医療費額	一円未満の端数を四捨五入する
附則第四十二条の十一の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十三条に規定する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額	一円未満の端数を四捨五入する
附則第四十二条の十一の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十五条第一項に規定する平成十七年度後期調整対象外医療費額	一円未満の端数を四捨五入する
附則第四十二条の六第一項に規定する平成十七年度前期確定加入者調整率	小数点以下五位未満を四捨五入する
附則第四十二条の六第二項に規定する平成十七年度前期粗確定加入者調整率	小数点以下五位未満を四捨五入する
附則第四十二条の九第一項に規定する平成十七年度後期確定加入者調整率	小数点以下五位未満を四捨五入する
附則第四十二条の九第二項に規定する平成十七年度後期粗確定加入者調整率	小数点以下五位未満を四捨五入する

附則第四十二条の七第二項に規定する平成十七年度前期保険者別老人加入率	小数点以下八位未満を四捨五入する
附則第四十二条の十第二項に規定する平成十七年度後期保険者別老人加入率	小数点以下十三位未満を四捨五入する
附則第四十二条の二第一号イ(1)に掲げる額を同号イ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の二第一号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の二第一号ハ(1)に掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の二第一号ニ(1)に掲げる額を同号ニ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の二第一号イに掲げる額を同号イ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の二第一号ロに掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の二第一号ハに掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の二第一号ニに掲げる額を同号ニ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の三第一号(1)に掲げる額を同号イ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の三第一号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の三第一号ハ(1)に掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の三第一号ニ(1)に掲げる額を同号ニ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の三第一号ホ(1)に掲げる額を同号ホ(2)に掲げる額で除して得た率	
附則第四十二条の三第一号イに掲げる額を同号イ(2)に掲げる額で除して得た率	

(公示)
第四十二条の十三 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、公示するものとする。

- 一 附則第四十二条の六第三項に規定する平成十七年度前期粗確定係数
 - 二 附則第四十二条の八の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十四条に規定する平成十七年度前期一人平均老人医療費額
 - 三 附則第四十二条の九第三項に規定する平成十七年度後期粗確定係数
 - 四 附則第四十二条の十一の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十四条に規定する平成十七年度後期一人平均老人医療費額
 - 五 平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第四項に規定する前期粗確定負担調整加算率
 - 六 平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第八項に規定する後期粗確定負担調整加算率
 - 七 厚生労働大臣は、次に掲げる率をあらかじめ公示するものとする。
 - 一 附則第四十二条の七第一項に規定する平成十七年度前期全保険者平均老人加入率
 - 二 附則第四十二条の十第一項に規定する平成十七年度後期全保険者平均老人加入率
- この省令は、公布の日から施行する。

○中小企業退職金共済法第十條第二項第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二條第一項第三号口(1)の支給率を定める件 (同八二)

○中小企業退職金共済法施行令第二條第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同八四)

○中小企業退職金共済法第十三條第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同八五)

○中小企業退職金共済法第二十八條第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同八六)

○中小企業退職金共済法第三十條第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同八七)

○確定給付企業年金法附則第二十八條第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同八八)

○平成十九年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件 (同八九)

○老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率見込直等を公示する件 (同九〇)

○高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件を廃止する件 (同九一)

○厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務 (同九二)

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件 (同九三)

三〇五

○妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件 (同九四)

○診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (同九五)

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件 (同九六)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件 (同九七)

○健康保険法第六十五條第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部を改正する件 (同九八)

○厚生労働大臣が指定する病院の病床における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件 (同九九)

○厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件 (同一〇〇)

○保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件 (同一〇一)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同一〇二)

○国内ハンセン病療養所非入所者給与金支給規程の一部を改正する件 (同一〇三)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一〇四)

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一〇五)

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一〇六)

三〇六

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件 (同一〇七)

○医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件 (同一〇八)

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件 (同一〇九)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件 (同一一〇)

○労働安全衛生規則第九十五條の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件 (同一一一)

○ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件 (同一一二)

○厚生年金保険法附則第三十條第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件 (同一一三)

○厚生年金保険法第八十五條の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件 (同一一四)

○社会福祉法施行令第四條第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業の一部を改正する件 (同一一五)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件 (同一一六)

三〇七

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する件 (同一一七)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件の一部を改正する件 (同一一八)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件の一部を改正する件 (同一一九)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成十九年度の単位掛金額を定める件 (同一二〇)

○結核医療の基準を定める件 (同一二一)

○感染症指定医療機関医療担当規程を定める件の一部を改正する件 (同一二二)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一條第二項の規定による診療報酬を定める件の全部を改正する件 (同一二三)

○出入国管理及び難民認定法の規定に基づき指定医として医師を指定する件等を廃止する件 (同一二四)

○個人情報保護に関する法律第八條の規定に基づき個人情報保護の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの全部を改正する件 (厚生労働・経済産業)

(以下次のページへ続く)

三〇八

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する件 (同一一七)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件の一部を改正する件 (同一一八)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件の一部を改正する件 (同一一九)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成十九年度の単位掛金額を定める件 (同一二〇)

○結核医療の基準を定める件 (同一二一)

○感染症指定医療機関医療担当規程を定める件の一部を改正する件 (同一二二)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一條第二項の規定による診療報酬を定める件の全部を改正する件 (同一二三)

○出入国管理及び難民認定法の規定に基づき指定医として医師を指定する件等を廃止する件 (同一二四)

○個人情報保護に関する法律第八條の規定に基づき個人情報保護の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの全部を改正する件 (厚生労働・経済産業)

(以下次のページへ続く)

(以下次のページへ続く)

別表第七マウント・パッチンソレイラーの項中「埼玉県比企郡小川町小川1004」を「埼玉県比企郡小川町小川1004」に改め、同表に次のように加える。

プレイルセブス日本版	有限会社エクストラ	埼玉県熊谷市清水区谷田12番24号
------------	-----------	-------------------

○厚生労働省告示第八十三号
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号、以下「経過措置政令」という。）第七條第二項の規定に基づき、平成十九年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十條第二項第三号ロ及び経過措置政令第二條第一項第三号ロの支給率は、〇とする。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第八十四号
中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）第二條第一号及び第二号の規定に基づき、平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十八年四月一日以後平成十九年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成二十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものと及び平成十九年四月一日以後平成二十年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同條第一号の厚生労働大臣の定める率及び同條第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第八十五号
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十三條第二項の規定に基づき、平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十八年四月一日以後平成十九年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成二十年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものと及び平成十九年四月一日以後平成二十年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第八十六号
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二十八條第一項の規定に基づき、平成十九年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

過去勤務期間の年数	率
一年	〇
二年	〇
三年	〇
四年	〇・〇二
五年	〇・〇二
六年	〇・〇三

平成十九年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合

平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合

七年	〇・〇四	〇・〇三
八年	〇・〇四	〇・〇四
九年	〇・〇五	〇・〇四
一〇年	〇・〇六	〇・〇五

○厚生労働省告示第八十七号
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第三十條第二号イの規定に基づき、平成十九年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第十條の施行日前退職金共済契約の被共済者については年〇パーセントとし、同條の施行日以後退職金共済契約の被共済者については年〇パーセントとする。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第八十八号
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八條第三項第一号の規定に基づき、平成十九年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第八十九号
老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十五條第四項及び関係法令の規定に基づき、平成十九年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）第十八條第一項及び老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第三十六号）附則第四十二條の十三第一項の規定により公示する。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

区 分	率 又 は 額
省令第七條第一項第一号ロに規定する率	〇・〇一七二二
省令第七條第一項第二号ロに規定する率	〇・九四五二七
省令第七條第一項第二号ロに規定する率	一・〇三七二一
省令第七條第一項第二号ロに規定する率	一・六二〇八二
省令第七條第一項第三号ロに規定する率	一・一九六八三
省令第八條第一項第二号に規定する率	一・〇〇〇二八
省令第八條第二項第二号に規定する率	〇・九二三八二
省令第九條第三項に規定する概算補正係数	一・〇〇四二〇
省令第十條第一條の二に規定する一人平均老人医療費見込額	七八〇、七五四円
省令第十一條の四第一項第二号に規定する率	一・四八一一四
省令第十六條第一項第一号に規定する額	十三円七十銭

省令第十六条 第一項第二号 に規定する額	国民健康保険 を行う市町村 及び国民健康 保険組合以外 の保険者に保 るもの	百一十円六十銭
省令第十六条 第二項におい て準用する省 令第八号第一 項第二号に規 定する率	国民健康保険等及び指定訪問看護事業 者に係るもの(薬局に係るもの(社会 保険診療報酬支払基金法(昭和二十 二年法律第百二十九号)第十六条第二 項に規定する審査委員会(以下「基金 審査委員会」という)における審査の申 出を行わない場合に限る)を除く)並 びに行わない場合(介護保険法施行法 (平成九年法律第百二十四号)以下「施 行法」という)第二十四号の規定によ る改正前の老人保健法(昭和五十七年 法律第八十号)以下「旧老人保健法」と いう)第六号第四項に規定する老人保 護法第二十五号第一項の規定によりな お従前の例によることとされた旧老健 法第四十六条の二第一項の規定による 老人保健施設療養費の支給(以下「旧 老人保健施設療養費の支給」という) に係るものに限る)	百十四円二十銭
老人保健法第五 十五条第四項に 規定する概算負 担調整加算率	薬局に係るもの(基金審査委員会又は国保審査委員会 における審査の申出を行わない場合に限る)	五十七円二十銭
老人保健法によ る保険者の提出 金の額の算定に 関する省令の一 部を改正する省 令(以下「改正省 令」という)附則 第四十二条の六 第三項に規定す る平成十七年度 前期確定補正係 数	保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの (薬局に係るもの(基金審査委員会又は国民健康保険 法(昭和三十三年法律第百九十二号)第八十七条に規 定する国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「国保 審査委員会」という)における審査の申出を行わない 場合を除く)並びに老人保健施設に係るもの(以下「旧 老人保健施設療養費の支給に係るもの」に限る。以 下同じ。)	〇・九三六七七
改正省令附則第 四十二条の八の 規定により読み 替えて適用され る省令	基金審査委員会又は国保審査委員会 における審査の申出を行わない場合に限る)	一・〇〇三五六
改正省令附則第 四十二条の九第 三項に規定する 平成十七年度後 期確定補正係数	老人保健法第五十五条第四項に規定する概算負担調整加算率	〇・〇〇〇〇七七四一 二二九五七
改正省令附則第 四十二条の十一 の規定により読 み替えて適用さ れる省令	老人保健法による保険者の提出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(以下「改正省令」という)附則第四十二条の六第三項に規定する平成十七年度前期一人平均老人医療費額	一・〇一三三三
平成十七年度に 係る健康保険法 等の一部を改正 する法律(平成十 四年法律第百二 号)附則第十九条 の規定により読 み替えて適用さ れる同法	老人保健法による保険者の提出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第十八条第二項、老人保健法による保険者の提出金の額の算定に関する省令(平成十四年厚生省令第三十六号)附則第四十二条の十三第二項及び介護保険法等の施行に伴う厚生省令の整備等に関する省令(平成十一年厚生省令第九十一号)附則第二十四条の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率見込値等を次のように公示する。 平成十九年三月三十日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫	四三七、三二五円

平成十七年度に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第十九条の規定により読み替えて適用される同法附則第十七条第八項に規定する後期確定負担調整加算率

〇・〇〇〇〇三三六九七
九五六七〇

〇厚生労働省告示第九十号
老人保健法による保険者の提出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第十八条第二項、老人保健法による保険者の提出金の額の算定に関する省令(平成十四年厚生省令第三十六号)附則第四十二条の十三第二項及び介護保険法等の施行に伴う厚生省令の整備等に関する省令(平成十一年厚生省令第九十一号)附則第二十四条の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率見込値等を次のように公示する。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

老人保健法による保険者の提出金の額の算定に関する省令(以下「省令」という)第十号第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値	〇・一〇一〇六三三三
老人保健法による保険者の提出金の額の算定に関する省令の(以下「省令」という)第十号第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値	〇・一一二〇三三三三
改正省令附則第四十二条の十第一項に規定する平成十七年度後期全保険者平均老人加入率	〇・一〇九六四八一一五

平成十七年十月一日以後における旧老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率	マイナス〇・〇〇〇〇〇
平成十七年十月一日以前における旧老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率(旧老人保健法第五十六条第二項に規定する率をいう。以下同じ。)	マイナス〇・〇〇〇〇〇
昭和五十二年労働省告示第四十一号(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。	マイナス〇・〇〇〇〇〇

〇厚生労働省告示第九十一号
昭和五十二年労働省告示第四十一号(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

〇厚生労働省告示第九十二号
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十条の二第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務を次のように定め、平成十九年四月一日から適用

し、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務(平成十年厚生省告示第八号、以下「旧告示」という)は平成十九年三月三十一日限り廃止する。ただし、真実な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第八条の規定によりなお効力を有することとされた改正前の医療法第四十二条第二項の規定に基づき収益業務を行うことができる旧特別医療法人については、旧告示の規定はなおその効力を有する。

平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫